

名古屋都市計画地区計画の決定について（西條工業団地地区計画）

愛知県からの意見の要旨	都市計画決定権者の見解
貴計画は市町村の都市計画に関する基本的方針や都市計画基準に適合したものと判断されるが、地区の形状は、除外区域が入り組み、工業用地と農地が混在する計画となっている。 地区計画は、行政が定める方針や基準への適合のみならず、住民や権利者が主体的に関与して総合的に定めることが望ましいため、計画の決定にあたっては、地域の合意形成が図られるように努められたい。	地区計画から除外した区域は、土地所有者に対し、これまでも訪問、資料送付を繰り返し実施し、計画に対する理解を求めたものの同意に至らず、やむなく除外したものである。 地区計画の都市計画決定にあたり、除外区域を除くすべての土地所有者から同意を得るとともに、早期の事業着手を求められている。 また、広く住民の意見をくみ取るため、広報あいさいにより開催周知した都市計画説明会を実施し、計画に対する地域の理解を得ている。 さらには、計画案の縦覧を実施し、それに対する意見書の提出はなかった。 以上のことより、本計画の決定にあたり、地域の合意形成は図られたものとする。